

**災害に強い復興プログラムと協働・共助 —自発的公共性と新しい公共—**

復興期においては、第1に官民、国内外等の壁を越えた救援の力を復興・再建に向けて統合すること、第2に復興事業が本格化する前に経済活動の緩和と安全確保に最大限努力することで揺り戻しを回避し再生スピードを速めること、第3に大震災時と復旧段階で芽生え発展した協働・共助の意識を持続しさらに高めること、第4に長期にわたる復興への道筋を明確かつ体系的に構築すること、が重要である。

特に第3の大震災時と復旧段階で芽生え発展した協働・共助の意識を持続しさらに高めることは、復興後の地域創生の土台となる要素である。なぜならば、それは自発的公共性から生まれたものであり、与えられた公共性（非自発的公共性）とは大きく異なるものだからである。国土交通省の「災害に強い国土構造への再構築」検討においても、災害リスクに対する考え方として①災害への対応力を高めた国土基盤整備、②災害に強いしなやかな国土形成の二本柱の中で「新しい公共」等による地域・産業復興、防災体制構築を掲げている。この「新しい公共」の形成を支える重要な要素が自発的公共関係である協働・共助となる。

自発的公共関係とは、法令等の明示、実質的な権力や実力関係などに依存することなく、個人や組織単位の自発的動機によって形成される公共的な協力関係を意味する。そこでは、行政の主導的関与ではなく地域住民や民間企業が自らの意思と自らの積極的な働きかけによるネットワークを通じて公共性を形成する。今日の地方自治は、都市部、非都市部を問わず価値観の多様化が進んだ大衆社会で展開されている。大衆社会では、大量消費社会とマスメディアの発達の中で、個々の価値観に依拠した利己的な評論・批判・偏見等が自由に展開される。この自由放任的な展開に対して共同体としての地方自治により強く求められるのが自発的公共関係の構築である。上から与えられる公共性ではなく、自らの地域の公共領域に適した協力関係の姿、具体的内容を自ら議論し形成することで、身近な生活に適応した公共性を実現すると同時に、利己的な評論・批判・偏見等の形態で示される主張から脱却して利他的視点を持った地域の議論へと高めることが可能となる。

その際に留意すべきは、アーンスタイン・モデルで指摘する「懐柔」のレベルに終息させないことである。懐柔とは、行政の意思決定に対する住民を含めた民間の名目的参加を担保するものに止まる。具体的には、委員会や審議会等で地域住民など外部者が参加し地方自治体に対して意見表明や勧告を行う形態が挙げられる。意見表明や勧告に関する合法性や実施可能性の判断は行政に委ねられている。このため、意見表明や勧告内容のうち、合法で実施可能と行政が判断した内容に限定して実施される傾向にある。実施困難と行政が判断した事項について排除されやすいため、委員会や審議会等外部機関を設置しより積極的な参加形態を設けたうえで、行政のやりやすい事項のみ選択し納得させる手段となれば、もはや自発的公共性とは言えなくなる。自発的公共性の視点から求められる協働、共助とは懐柔と異なり、行政に最終的な拒否権は存在するものの、民間が必要と判断した時には、少なくとも民間が行政と公開の場で実質的に交渉する権限を最終的手段として設定することが必要である。行政と民間が「共に考え、共に行動する」段階に入ると言える。最終決定権は行政側に留保されるものの、行政側の最終決定に関して参加者が公開の場で検証する機会が与えられる。懐柔に比べ、行政の意思に対して民間に公の場での交渉権があること、行政の意思決定プロセスの透明性が担保されることなどに違いがある。

そして、次の段階は民間への権限移譲である。権限委任は、特定の事業についての具体的なやり方も含めて住民をはじめとした民間の意思と責任に委ね実行する形態である。協働に比べて、地方自治体側の最終的拒否権はより限定的となり、民間相互間の検証など事業に対するオープンな評価によって公共性を担保しつつ進められる。